

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.net

“より長く働くことができる” 中小企業が増加中

◆高年齢者の雇用状況は？

厚生労働省から、平成 29 年「高年齢者の雇用状況」(6 月 1 日現在) が公表されました。これは企業に求められている毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を基に、「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計したものです。なお、雇用確保措置を実施していない企業に対しては、都道府県労働局・ハローワークは重点的な個別指導を実施することです。

今回の集計では、従業員 31 人以上の企業 15 万 6,113 社の状況がまとめられています。この結果から中小企業(従業員 31 人～300 人規模)の状況を見てみましょう。

◆「定年制の廃止」および「65 歳以上定年企業」

定年制の廃止企業は 4,064 社(前年比変動なし)、割合は 2.6%(同 0.1 ポイント減)となり、定年を 65 歳以上とし

ている企業は 2 万 6,592 社(同 2,115 社増)、割合は 17.0%(同 1.0 ポイント増)となりました。

このうち、定年制を廃止した中小企業は 3,983 社(同 1 社増加)、2.8%(同 0.1 ポイント減)でした。また、65 歳以上定年としている中小企業は 2 万 5,155 社(同 1,968 社増)、18.0%(同 1.1 ポイント増)でした。

◆「希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度導入」

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、8,895 社(同 1,451 社増)、割合は 5.7%(同 0.8 ポイント増)となり、このうち中小企業は 8,540 社(同 1,393 社増)、6.1%(同 0.9 ポイント増)という状況です。

◆「70 歳以上まで働くことができる」

70 歳以上まで働ける企業は、3 万 5,276 社(同 2,798 社増)、割合は 22.6%(同 1.4 ポイント増)となり、このう

ち中小企業は 3 万 2,779 社(同 2,504 社増)、23.4%(同 1.3 ポイント増)という状況です。

◆労働人口減への対策

以上のように、2025 年までに 700 万人が減ると言われている日本の人口問題を抱え、人手の確保のため、定年制の廃止やさらなる定年延長を行う中小企業は着実に増加しているようです。継続雇用制度に伴う規程類は定期的に見直しをおきましょう。

また、再雇用に伴う賃金や職種変更を行う場合は、より慎重な検討が必要です。

2018 年度税制改正でサラリーマン・年金受給者の控除見直し検討へ

◆税制改正大綱策定に向け議論スタート

自民党税制調査会は 11 月 7 日に幹部会合を開き、22 日頃から本格的な議論を始め、12 月 14 日に税制改正大綱を

まとめるスケジュールを確認しました。

昨年来テーマとして挙げられている所得税の抜本改革に向けて、高所得の会社員や年金受給者に対する所得税を増税し、低所得の若者やフリーランスの人たちの税負担との公平性などを図る案などが出ています。

◆誰でも受けられる「基礎控除」を所得の多寡に応じて調整？

現在の「基礎控除」は、収入の額や扶養家族の人数等に関わりなく、一律 38 万円が収入から差し引かれて所得税額が計算されます。

控除額を上積みする一方、高所得者の控除額を段階的に減らす仕組みを導入する案などが上がっています。

◆会社員向け「給与所得控除」縮小で自営業者との不公平感解消？

「給与所得控除」は、会社員の収入の一部を経費とみなし、収入の額に応じて一定額を差し引いて所属税額を計算する仕組みです。現行の「年収 1,000 万円超で 220 万円」について、「年収 800 万円超で 200 万円」を上限とする案があります。

また、自営業者やフリーランスで働く人々には恩恵が及ばない制度であるため、働き方によって税負担に差が出ないように見直すべきとの意見もあります。

◆給与と年金両方もらっている人は「公的年金等控除」が使えなくなる？

「平成 28 年版高齢社会白書」によれば、60～64 歳男性で就業している人の割合は 77.1%で、13 年連続で増加し過去最多となっています。

つまり、年金をもらいながら働く人も増えていますが、これらの人は給与所得控除と、公的年金や企業年金に対する控除である「公的年金等控除」の、二重の適用が受けられます。

そのため、1,000 万円超の年金収入がある人の控除額を頭打ちにしたり、高額な報酬を得ている年金受給者が両方控除を受けられる仕組みを改めたりする案が挙がっています。

12 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

～当事務所より一言～